

「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い 新旧対照表

(改正点は下線部)

改 正 後	改 正 前
(1) (略) (2) さい帯血バンクは、さい帯血採取施設の医師等に協力を求め、以下に示すような、さい帯血提供者の病歴、欧州等滞在歴及びその血縁者の病歴等を詳細に把握するよう努め、下記①～⑤に該当する提供者からのさい帯血の採取は見合わせること。 ①ヒト下垂体由来成長ホルモンの投与を受けた者 ②ヒト由来硬膜の移植歴がある者 ③角膜移植歴がある者 ④クロイツフェルト・ヤコブ病又はその類縁疾患の家族歴がある者 ⑤クロイツフェルト・ヤコブ病又はその類縁疾患と医師に言われたことがある者 <u>なお、遺伝子組換え型成長ホルモンの投与を受けた者は①に、人工硬膜の移植歴がある者は②に、それぞれ該当しない。</u> (削る)	(1) (略) (2) さい帯血バンクは、さい帯血採取施設の医師等に協力を求め、以下に示すような、さい帯血提供者の病歴、欧州等滞在歴及びその血縁者の病歴等を詳細に把握するよう努め、下記①～⑤に該当する提供者からのさい帯血の採取は見合わせること。 ①ヒト成長ホルモンの投与を受けた者 ②硬膜移植歴がある者 ③角膜移植歴がある者 ④クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患の家族歴がある者 ⑤クロイツフェルト・ヤコブ病およびその類縁疾患と医師に言われたことがある者 (3) <u>さい帯血バンクは、下表に掲げる欧州等滞在歴を有する者及びヒト胎盤エキス(プラセンタ)注射剤使用歴を有する者からのさい帯血の採取は見合わせること。</u>

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英国	1か月以上 (1996年まで)	1980年～ 2004年
			6か月以上 (1997年から)	
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、サウジアラビア	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア、モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～
(注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。 (注2) 本表の記載内容については、厚生労働省医薬食品局長より発出される通知により献血の採血時の取扱いに変更が行われた場合、別途				

(3) (略) <参考>クロイツフェルト・ヤコブ病に感染した可能性 ○ クロイツフェルト・ヤコブ病には、スクリーニング方法はない。このため、さい帯血提供者(ドナー)に対する問診を徹底して行い、クロイツフェルト・ヤコブ病の病因プリオンに感染した可能性があるかどうかを慎重に判断する必要がある。 ○ クロイツフェルト・ヤコブ病に感染した可能性は、以下を参考に行うこととする。なお、詳細については、「難病の診断と治療指針」(六法出版社)を参照されたい。 <確定診断> 基本的には病理診断であるが、現在では異常プリオン蛋白の証明が必要である。 異常プリオン蛋白の証明には、免疫染色法又はウエスタンブロット法で	<u>特段の通知がない限り、当該献血の採血時の取扱いと同様の変更が行われたものとみなす。</u> (4) (略) <参考>クロイツフェルト・ヤコブ病に感染した可能性 ○ クロイツフェルト・ヤコブ病には、スクリーニング方法はない。このため、さい帯血提供者(ドナー)に対する問診を徹底して行い、クロイツフェルト・ヤコブ病の病因プリオンに感染した可能性があるかどうかを慎重に判断する必要がある。 ○ クロイツフェルト・ヤコブ病に感染した可能性は、以下を参考に行うこととする。なお、詳細については、「難病の診断と治療指針」(六法出版社)を参照されたい。 <確定診断> 基本的には病理診断であるが、現在では異常プリオン蛋白の証明が必要である。 異常プリオン蛋白の証明には、免疫染色法またはウエスタンブロット法
--	--

行う。 <臨床診断> ・確実例：特徴的な病理所見を有する例で、ウエスタンブロット法や<u>免疫染色</u>法で脳に異常プリオン蛋白の検出しえたもの。 ・ほぼ確実例：病理所見がない症例で、<u>進行性認知症</u>を示し、脳波で PSD を認める。さらに、ミオクローヌス、錐体路・錐体外路障害、小脳症状、視覚異常、無動・無言状態のうち2項目以上を示す症例。 ・疑い例：ほぼ確実例と同じ臨床症状を呈するが、PSD を欠く症例。	で行う。 <臨床診断> ・確実例：特徴的な病理所見を有する例で、ウエスタンブロット法や<u>免疫染色</u>法で脳に異常プリオン蛋白の検出しえたもの。 ・ほぼ確実例：病理所見がない症例で、<u>進行性痴呆</u>を示し、脳波で PSD を認める。さらに、ミオクローヌス、錐体路・錐体外路障害、小脳症状、視覚異常、無動・無言状態のうち2項目以上を示す症例。 ・疑い例：ほぼ確実例と同じ臨床症状を呈するが、PSD を欠く症例。
---	---